

【栃木県】太陽光発電事業に係る主な土地利用関係法令等窓口一覧

R7(2025).4.1 現在

| No | 法令等名 | 主な規制の概要 | 手続き | 制度全般 | 候補地の場所 | 相談窓口 | 連絡先 |
|----|-----------------|---|---------|---|---|---|--------------|
| 1 | 土地利用に関する事前指導要綱 | ○5ha以上の土地について、開発事業を行おうとする場合 ○土地利用に関する事前指導要綱に基づき協議が整った後において開発計画の変更を行なう場合 ※市町独自の指導要綱等の有無については各市町に確認してください。 | 事前協議 | 栃木県総合政策部 地域振興課 土地利用調整班 028-623-2267 | 県内 | 栃木県総合政策部 地域振興課 土地利用調整班 | 028-623-2267 |
| 2 | 国土利用計画法 | 次の規模の土地について、土地取引(※1)を行なった場合(契約日から2週間以内(※2)) ・市街化区域 2,000m ² 以上 ・市街化調整区域 5,000m ² 以上 ・非線引き都市計画区域 5,000m ² 以上 ・都市計画区域外 10,000m ² 以上 ※1 売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、共有持分の譲渡、権利金等の一時金を伴う地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権・賃戻権等の譲渡(これらの取引の予約である場合も含む。) ※2 契約日を含む。 | 届出 | 栃木県総合政策部 地域振興課 土地利用調整班 028-623-2267 | 県内 | 各市町土地対策担当課 | |
| 3 | 都市計画法 | ○開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)を行う場合で次のもの ・市街化区域内での1,000m ² 以上の開発行為 ・市街化調整区域内での開発行為 ・非線引き都市計画区域内での3,000m ² (日光市、栃木市(旧西方町)及び那須塩原市では1,000m ²)以上の開発行為 ・都市計画区域外での1ha以上の開発行為 ○市街化調整区域において建築行為を行う場合 | 許可 | 栃木県県土整備部 都市政策課 開発指導担当 028-623-2466 | 宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・大田原市・那須塩原市・下野市 上記以外の市町 | 各市開発担当課 栃木県県土整備部 都市政策課 開発指導担当 | 028-623-2466 |
| 4 | 農業振興地域の整備に関する法律 | 農振農用地区域内の土地において開発行為(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築)をしようとする場合 | 農振除外の申出 | 栃木県農政部 農政課 農地調整班 028-623-2348 | 県内 | 各市町農振制度担当課 | |
| 5 | 農地法 | 農地を転用(農地以外のものにする)しようとする場合 【太陽光発電設備の設置が原則として認められない農地】 ○農振農用地区域内農地(市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地) ○甲種農地(市街化調整区域内でかつ特定土地改良事業等の施行区域内の農地のうち、工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過していない農地等) ○第1種農地(おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地、特定土地改良事業等の施行区域内の農地等) | 許可・届出 | 栃木県農政部 農政課 農地調整班 028-623-2348 | 県内 | 各市町農業委員会 | |
| 6 | 森林法 | 新たに地域森林計画対象民有林の土地の所有者となった場合 | 届出 | 栃木県環境森林部 森林整備課 森林保全担当 028-623-3288 | 県内 | 各市町森林担当課 | |
| | | 地域森林計画対象民有林で0.5haを超えて開発する場合 | 許可 | | 宇都宮市・栃木市・鹿沼市・日光市・大田原市・矢板市・那須塩原市・那須烏山市・下野市・壬生町・野木町・那須町・那珂川町 上記以外の市町 | 各市町森林担当課 栃木県環境森林部 森林整備課 森林保全担当 | 028-623-3288 |
| | | 地域森林計画対象民有林で0.5ha以下の立木を伐採する場合 | 届出 | | 県内 | 各市町森林担当課 | |

| No | 法令等名 | 主な規制の概要 | 手続き | 制度全般 | 候補地の場所 | 相談窓口 | 連絡先 |
|----|--------------------------------|---|------|---|--|--|--|
| 7 | 栃木県水源地域保全条例 | 水源地域内の森林の土地について、売買、賃貸等の契約を締結しようとする場合 | 届出 | 栃木県環境森林部 森林整備課 森林保全担当 028-623-3288 | 県内 | 栃木県環境森林部 森林整備課 森林保全担当 | 028-623-3288 |
| 8 | 建築基準法 | 電気事業法等の適用を受ける工作物については適用除外 ただし、架台下の空間を屋内の用途に供する場合等は建築物に該当するため、右記の手続きが必要 パワーコンディショナ(太陽電池発電設備において発電された直流の電気を交流の電気に変換する設備をいう)を収納する専用コンテナについても適用除外(複数積み重ねる場合を除く) | 確認申請 | 栃木県県土整備部 建築指導課 企画指導担当 028-623-2863 | 宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・大田原市・那須塩原市 矢板市・さくら市・那須烏山市・上三川町・塩谷町・高根沢町・那須町・那珂川町 真岡市・下野市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町・壬生町・野木町 | 各市建築指導担当課 栃木県県土整備部 建築指導課 審査指導第一担当 栃木県県土整備部 建築指導課 審査指導第二担当 | 028-623-2867 028-623-2872 |
| 9 | 道路法 | 県が管理する道路において、以下の行為をしようとする場合 ・道路に関する工事又は道路の維持 ・道路における工作物等の設置又は道路の継続使用 | 許可 | 栃木県県土整備部 道路保全課道路管理担当 028-623-2429 | | | |
| 10 | 河川法 | 県知事が管理する県内の一級河川の河川区域及び河川保全区域内において、それぞれ以下の行為をする場合 (河川区域内) ・土地の占用 ・土砂等の採取 ・工作物の新築等(線類の上空横架も含まれますのでご注意ください) ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 (河川保全区域内) ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為、工作物の新築等 | 許可 | 栃木県県土整備部 河川課 水政管理担当 028-623-2442 | | | |
| 11 | 栃木県砂防指定地の管理等に関する条例 | 砂防指定地内において以下の行為をしようとする場合 ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更 ・竹木の伐採 ・土石、砂れき又は鉱物の投棄又はたい積 ・竹木、土石等の滑下又は地引による運搬 ・火入れ又はたき火 ・工作物の新築、改築又は除却 ・砂防設備の占用 ・砂防設備における土石、砂れき、芝草等の採取 | 許可 | | 宇都宮市・上三川町 鹿沼市 日光市 真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町 栃木市・小山市・下野市・壬生町・野木町 矢板市・さくら市・塩谷町・高根沢町 那須塩原市・大田原市・那須町 那須烏山市・那珂川町 | 栃木県 宇都宮土木事務所 保全部 保全管理課 栃木県 鹿沼土木事務所 保全部 栃木県 日光土木事務所 保全部 保全管理課 栃木県 真岡土木事務所 保全部 栃木県 栃木土木事務所 保全部 保全管理課 栃木県 矢板土木事務所 保全部 栃木県 大田原土木事務所 保全部 保全管理課 栃木県 烏山土木事務所 保全部 栃木県 安足土木事務所(足利庁舎) 保全第一部 栃木県 安足土木事務所(安蘇庁舎) 保全第二部 | 028-626-3140 0289-65-3212 0288-53-1210 0285-83-8302 0282-23-3435 0287-44-2186 0287-23-6613 0287-83-1322 0284-41-2572 0283-24-3111 |
| 12 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 急傾斜地崩壊危険区域内において以下の行為をしようとする場合 ・水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ・ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ・のり切、切土、掘さく又は盛土 ・立木竹の伐採 ・木竹の滑下又は地引による搬出 ・土石の採取又は集積 ・急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの | 許可 | 栃木県県土整備部 砂防水資源課 事業管理担当 028-623-2452 | | | |
| 13 | 地すべり等防止法 | 地すべり防止区域内において以下の行為をしようとする場合 ・地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為 ・地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為 ・のり切又は切土で政令で定めるもの ・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築または改良 ・地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの | 許可 | | 足利市 佐野市 | | |
| 14 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 | 土砂災害特別警戒区域内において以下の行為をしようとする場合 ・住宅(自己の住居の用に供するものを除く)並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築のための開発行為 | 許可 | | | | |

| No | 法令等名 | 主な規制の概要 | 手続き | 制度全般 | 候補地の場所 | 相談窓口 | 連絡先 |
|----|------------------------------|--|-----|--|--|--|--|
| 15 | 景観法 | 景観法に基づき市町が策定する景観計画に定める届出対象行為(一定規模以上の建築物等の新築、増築等又は開発行為等)をしようとする場合 | 届出 | 栃木県県土整備部 都市政策課 景観づくり担当 028-623-2463 | 宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・小山市・真岡市・矢板市・那須塩原市・さくら市・下野市・市貝町・高根沢町・那須町 | 各市町景観計画担当課 | |
| 16 | 栃木県景観条例 | 大規模行為(大規模建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは外観の変更又は大規模開発行為)をしようとする場合 | 届出 | 栃木県県土整備部 都市政策課 景観づくり担当 028-623-2463 | (上記以外の市町) 上三川町 益子町・茂木町・芳賀町 壬生町・野木町 塩谷町 那須烏山市・那珂川町 大田原市 | 栃木県 宇都宮土木事務所 栃木県 真岡土木事務所 栃木県 栃木土木事務所 栃木県 矢板土木事務所 栃木県 烏山土木事務所 大田原市 都市計画課 | 028-626-3140 0285-83-8302 0282-23-3435 0287-44-2186 0287-83-1321 0287-23-8758 |
| 17 | 栃木県屋外広告物条例 | 屋外広告物を設置しようとする場合 | 許可 | 栃木県県土整備部 都市政策課 景観づくり担当 028-623-2463 | 県内 宇都宮市・日光市・那須塩原市・那須町は各市町の条例が適用 | 各市町屋外広告物担当課 | |
| 18 | 栃木県土砂等の埋立て等による土壤の汚染の防止に関する条例 | 土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3,000m ² 以上である事業を行おうとする場合 (3,000m ² 未満の事業であっても市町条例の許可や届出が必要な場合があるので、事業地の市町担当課に確認してください) | 届出 | 栃木県環境森林部 資源循環推進課 審査指導班 028-623-3154 | 宇都宮市・日光市・大田原市 鹿沼市 真岡市・上三川町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町 矢板市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・塩谷町・高根沢町・那須町・那珂川町 足利市・佐野市 栃木市・小山市・下野市・壬生町・野木町 | 各市土砂条例担当課 栃木県 県西環境森林事務所 栃木県 県東環境森林事務所 栃木県 県北環境森林事務所 栃木県 県南環境森林事務所 栃木県 小山環境管理事務所 | 0288-23-1000 0285-81-9002 0287-22-2277 0283-23-4445 0285-22-4309 |
| 19 | 土壤汚染対策法 | 3,000m ² 以上(有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地にあっては、900m ² 以上)の土地の形質変更をしようとする場合 | 届出 | 栃木県環境森林部 環境保全課 水環境担当 028-623-3189 | 宇都宮市 鹿沼市・日光市 真岡市・上三川町・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町 大田原市・矢板市・那須塩原市・さくら市・那須烏山市・塩谷町・高根沢町・那須町・那珂川町 足利市・佐野市 栃木市・小山市・下野市・壬生町・野木町 | 宇都宮市 環境部環境保全課 栃木県 県西環境森林事務所 栃木県 県東環境森林事務所 栃木県 県北環境森林事務所 栃木県 県南環境森林事務所 栃木県 小山環境管理事務所 | 028-632-2407 0288-23-1000 0285-81-9002 0287-22-2277 0283-23-4445 0285-22-4309 |

| No | 法令等名 | 主な規制の概要 | 手続き | 制度全般 | 候補地の場所 | 相談窓口 | 連絡先 | |
|----|----------------|--|----------|---|-----------------|---------------------------|--------------|--|
| 20 | 宅地造成及び特定盛土等規制法 | <p>宅地造成等工事規制区域内で以下に該当する行為を行う場合 <土地の形質の変更> ①盛土で高さ1m超の崖を生じる ②切土で高さ2m超の崖を生じる ③盛土と切土を同時にを行い、高さが2m超の崖を生じる(①、②を除く) ④盛土で高さが2m超となる(①、③を除く) ⑤盛土又は切土する土地の面積が500m²超となる(①～④を除く) <土石の堆積> ①一定期間の土石の堆積で、最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300m²超となる ②一定期間の土石の堆積で、最大時に堆積する面積が500m²超となる</p> <p>特定盛土等規制区域内で以下に該当する行為を行う場合 <土地の形質の変更> ①盛土で高さ2m超の崖を生じる ②切土で高さ3m超の崖を生じる ③盛土と切土を同時にを行い、高さが5m超の崖を生じる(①、②を除く) ④盛土で高さが5m超となる(①、③を除く) ⑤盛土又は切土する土地の面積が500m²超となる(①～④を除く) <土石の堆積> ①一定期間の土石の堆積で、最大時に堆積する面積が500m²超となる</p> <p>特定盛土等規制区域内で以下に該当する行為を行う場合 <土地の形質の変更> ①盛土で高さ1m超の崖を生じる ②切土で高さ2m超の崖を生じる ③盛土と切土を同時にを行い、高さが2m超の崖を生じる(①、②を除く) ④盛土で高さが2m超となる(①、③を除く) <土石の堆積> ①最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300m²超となる</p> | 許可 | 栃木県県土整備部 都市政策課 盛土安全推進班 028-623-2801 | 宇都宮市 上記以外の市町 | 宇都宮市 都市整備部都市計画課 | 028-632-2883 | |
| | | | 届出 | | | 栃木県県土整備部 都市政策課 盛土安全推進班 | 028-623-2801 | |
| 21 | 都市緑地法 | <p>特別緑地保全地区内で建築物その他の工作物の新增改築、土地の形質変更、木竹の伐採、水面の埋立て等の行為を行う場合</p> <p>緑地保全地域内で建築物その他の工作物の新增改築、土地の形質変更、木竹の伐採、水面の埋立て等の行為を行う場合</p> | 許可 届出 | 栃木県県土整備部 都市整備課 公園緑地担当 028-623-2474 | 県内 | 各市町都市緑地担当課 | | |
| 22 | 採石法 | 岩石の採取を行おうとする場合(土地の造成、掘削工事等に伴い、副次的に岩石を採取する場合も含む) | 認可 | 栃木県産業労働観光部 工業振興課 鉱政担当 028-623-3197 | 県内 | 栃木県産業労働観光部 工業振興課 鉱政担当 | 028-623-3197 | |
| 23 | 砂利採取法 | 砂利の採取を行おうとする場合(土地の造成、掘削工事等に伴い、副次的に砂利を採取する場合も含む) | 認可 | | 栃木市、那須塩原市以外の県内 | 栃木県産業労働観光部 工業振興課 鉱政担当 | 028-623-3197 | |
| | | | | | 栃木市 | 栃木市商工振興課 | 0282-21-2371 | |
| | | | | | 那須塩原市 | 那須塩原市商工振興課 | 0287-62-7130 | |

| No | 法令等名 | 主な規制の概要 | 手続き | 制度全般 | 候補地の場所 | 相談窓口 | 連絡先 |
|----|---------------------------|---|-----------|--|--|--|--------------|
| 24 | 文化財保護法 | 周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行おうとする場合 | 届出 | 生活文化スポーツ部 文化振興課 埋蔵文化財担当 028-623-3425 | 県内 | 各市町文化財保護担当課 | |
| | | 重要文化財、史跡・名勝・天然記念物、伝統的建造物群の指定地等において現状変更をしようとする場合 | 許可 | 生活文化スポーツ部 文化振興課 文化財保護担当 028-623-3424 | 県内 | 生活文化スポーツ部 文化振興課 文化財保護担当 | 028-623-3424 |
| 25 | 栃木県文化財保護条例 | 有形文化財、史跡・名勝・天然記念物の指定地において現状変更をしようとする場合 | 許可 | 生活文化スポーツ部 文化振興課 文化財保護担当 028-623-3424 | 県内 | 生活文化スポーツ部 文化振興課 文化財保護担当 | 028-623-3424 |
| 26 | 環境影響評価法 | 出力3万kW以上の太陽電池発電所を設置する場合 | 環境影響評価手続き | 経済産業省商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課 03-3501-1742 | 県内 | 経済産業省商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課 | 03-3501-1742 |
| 27 | 栃木県環境影響評価条例 | 一定規模以上の太陽電池発電所を設置する場合(法対象事業を除く) | 環境影響評価手続き | 栃木県環境森林部 環境森林政策課 環境立県戦略室 028-623-3294 | 県内 | 栃木県環境森林部 環境森林政策課 環境立県戦略室 | 028-623-3294 |
| 28 | 自然公園法 | 国立公園内で工作物の新築、鉱物の掘採、土砂の採取等の行為を行う場合 | 許可・届出 | 栃木県環境森林部 自然環境課 自然公園担当 028-623-3211 | 日光国立公園(日光地区) | 環境省 日光国立公園管理事務所 | 0288-54-1076 |
| | | | | | 日光国立公園(那須・塩原地区) | 環境省 日光国立公園那須管理官事務所 | 0287-76-7512 |
| | | | | | 尾瀬国立公園(県内) | 環境省 片品自然保護官事務所 | 0278-58-9145 |
| 29 | 栃木県立自然公園条例 | 県立自然公園内で工作物の新築、鉱物の掘採、土砂の採取等の行為を行う場合 | 許可・届出 | 栃木県環境森林部 自然環境課 自然公園担当 028-623-3211 | 宇都宮市・足利市・栃木市・佐野市・鹿沼市・日光市・大田原市・那須烏山市・益子町・茂木町・市貝町・那須町・那珂川町 | 各市町自然公園担当課 | |
| 30 | 自然環境保全法 | 国指定の自然環境保全地域内で建築物その他の工作物の新築、水面の埋立て、木竹の伐採等の行為を行う場合 | 許可・届出 | 栃木県環境森林部 自然環境課 野生生物・鳥獣対策班 (生物多様性保全チーム) 028-623-3207 | 那須塩原市(大佐飛山自然環境保全地域内) | 環境省 日光国立公園那須管理官事務所 | 0287-76-7512 |
| 31 | 自然環境の保全及び緑化に関する条例 | 県指定の自然環境保全地域及び緑地環境保全地域内で建築物その他の工作物の新築、水面の埋立て、木竹の伐採等の行為を行う場合 | 許可・届出 | 栃木県環境森林部 自然環境課 野生生物・鳥獣対策班 (生物多様性保全チーム) 028-623-3207 | 県内 | 各市町自然保護担当課 | |
| | | 貴重な動植物の生息・生育環境を有する5ha以上の土地の形質変更を伴う行為を行う場合 | 協定締結 | | | 栃木県環境森林部 自然環境課 野生生物・鳥獣対策班(生物多様性保全チーム) 028-623-3207 | 028-623-3207 |
| 32 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 鳥獣保護区特別保護地区で建築物その他の工作物の新築、水面の埋立て、木竹の伐採等の行為を行う場合 | 許可 | 栃木県環境森林部 自然環境課 野生生物・鳥獣対策班 (生物多様性保全チーム) 028-623-3207 | 特別保護地区のある市町 | 各市町鳥獣保護担当課 | |
| 33 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 | 生息地等保護区内の管理地区において、工作物の新築等各種行為をしようとする場合 | 許可 | 栃木県環境森林部 自然環境課 野生生物・鳥獣対策班 (生物多様性保全チーム) 028-623-3207 | 大田原市(羽田ミヤコタナゴ生息地保護区) | 環境省 関東地方環境事務所 | 048-600-0817 |
| 34 | とちぎふるさと街道景観条例 | 街道景観形成地区内において、建築物の新增改築、木竹の伐採、屋外での物品の集積、鉱物の採掘等の行為を行う場合 | 届出 | 栃木県環境森林部 自然環境課 自然公園担当 028-623-3211 | 那須塩原市・那須町 | 那須塩原市 建設部都市計画課 | 0287-62-7159 |
| | | | | | | 那須町 建設課都市計画係 | 0287-72-6907 |

【注意事項】

- 事業計画に当たり、事前に関係法令等の適用の有無を確認してください。
- 市町によっては独自の条例等で手続きが別途必要な場合がありますので確認してください。